

連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ

連合農学研究科教員資格審査判定基準の注意書きについては、次のとおりの取扱いとする。

(平成 18 年 1 月 20 日 代議委員会)
(平成 20 年 1 月 18 日 一部改正)
(平成 21 年 12 月 18 日 一部改正)
(平成 22 年 4 月 12 日 一部改正)
(平成 24 年 5 月 18 日 一部改正)
(平成 26 年 1 月 10 日 一部改正)

1. 論文 I は、次の 1) 及び 2) の学術雑誌に掲載された Full paper の査読付き原著論文を基本とする。^{注1, 2)}

1) 次の学術雑誌に掲載された原著論文は、代議委員会の議を経ないで論文 I とする。

- ① PubMed に登録されている学術雑誌
- ② Thomson Reuters の Journal Citation Reports のリストに掲載されているインパクトファクター付き学術雑誌
- ③ 日本学術会議協力学術研究団体又は第 19 期日本学術会議登録学術研究団体が発行する学術雑誌

2) 上記以外の学術雑誌については、社会科学系に限り以下の事項を記した書類を代議委員会に提出し、可否を代議委員会で決定する。

- ① 学会員数
- ② 総会又はこれに準ずるものの開催状況（年会の開催回数）
- ③ 発行状況（年間の発行回数、年間の論文数）
- ④ 編集の体制（編集委員会の有無、査読制度の有無、会員以外の投稿の可否、論文の採択率）

2. 社会科学系及び水産工学系の論文の取り扱いについて

- ・個別報告論文、著書及び指定された論文を論文 I にカウントする基準については、別途これを定める。
- ・外国人教員の日本語・英語以外の言語で書かれた論文については、1 の 2) と同様の手続きとする。

3. 1 の 2) の手続きにより承認された学術雑誌のリストを作成する。

4. 本申合せは平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

注 1) Full paper 以外の論文を論文 I として提出する場合は、以下のとおりとする。

- ① 「論文 I に相当する理由書（様式任意）」を論文毎に添付すること。
- ② 教員資格審査委員会で、前項の理由書と当該論文の内容等を精査し、代議委員会において論文 I 相当であるかどうかを決定する。
- ③ 上記で認められる Full paper 以外の論文については、主指導教員資格にあつては 3 編まで、副指導教員資格にあつては 2 編までとする。

注 2) 論文 I には指定以外の国際会議等の Proceedings は含まない。